

○上越市生活環境の保全等に関する条例施行規則

平成10年9月24日

規則第42号

改正 平成17年3月31日規則第20号

平成23年7月25日規則第42号

令和4年9月15日規則第39号

令和6年3月28日規則第19号

上越市公害防止条例施行規則（昭和47年上越市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上越市生活環境の保全等に関する条例（平成10年上越市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（低公害車）

第2条 条例第7条第1項の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 専ら電気を動力源とする自動車
- (2) 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
- (3) 専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車又はメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車
- (4) ハイブリッド自動車（減速時の制動エネルギーを発電機兼用モーター又は油圧ポンプ兼用モーターにより回収して蓄電池又は蓄圧器に蓄え、主として発進時及び加速時に内燃機関の補助動力源として用いる自動車をいう。）

（特定施設）

第3条 条例第18条第1項の規則で定める施設は、別表に掲げる施設で工場又は事業場に設置されるものとする。

（特定施設の設置等の届出）

第4条 条例第18条及び第19条の規定による届出は、特定施設設置（使用・変更）届出書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第18条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の設置場所
- (2) 施設の使用時間
- (3) 工場又は事業場の状況及びその付近の状況
- (4) 緊急時における連絡方法

3 市長は、条例第18条及び第19条の規定による届出があったときは、特定施設設置（使

用・変更)届出受理書(第2号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(特定施設の設置者の氏名の変更等の届出)

第5条 条例第23条の規定による届出は、特定施設設置者氏名変更等届出書(第3号様式)によるものとする。

(特定施設の譲渡等の届出)

第6条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定施設譲渡等届出書(第4号様式)によるものとする。

(特定施設の廃止の届出)

第7条 条例第25条の規定による届出は、特定施設使用廃止届出書(第5号様式)によるものとする。

(揚水設備)

第8条 条例第26条第1項の規則で定める設備は、新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)第55条第1項の規定により県知事の許可を受けなければならない揚水設備を除く設備とする。

2 条例第26条第2項第1号の規則で定める揚水設備は、ストレーナーの下限の位置が地表面下20メートル以深の設備とする。

(揚水設備の設置等の届出等)

第9条 条例第26条第1項の規定による届出は、揚水設備設置(変更)届出書(第6号様式)によるものとする。

2 第4条第3項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

3 条例第26条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 地質の柱状図

(2) その他市長が必要と認める書類

(地下水の採取量の報告等)

第10条 条例第27条の規定による報告は、毎年4月30日までに、前年度の地下水の採取量等を記載した地下水採取量報告書(第7号様式)を提出することにより行うものとする。

2 条例第27条の規定による地下水の採取量の測定は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 揚水設備の構造、水量、水圧等に応じ揚水量を最も確実に測定することができる水量測定器で積算記録計を備えたものによる測定

(2) 稼働時間を積算し揚水量を求めることができるもので前号に掲げる水量測定器と同

等の性能を有するものとして市長が認めるものによる測定

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第8条の規定は、平成17年5月1日以後に設置する揚水設備について適用する。

附 則 (平成23年規則第42号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表及び第1号様式の規定は、令和4年10月1日以後に上越市生活環境の保全等に関する条例(平成10年上越市条例第31号)第18条及び第19条の規定による届出をすべき事由の生じる場合について適用し、同日前に届出をすべき事由の生じた場合については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則 (令和6年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している、この規則に基づく改正前の関係規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、この規則に基づく改正後の関係規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

別表（第3条関係）

ばい煙に係る施設

	名称	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満のもの
2	焼却炉	火格子面積が0.5平方メートル以上2平方メートル未満のもの
3	乾燥炉（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の11、14及び23の項に掲げるものを除く。）	

粉じんに係る施設

	名称	規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は碎石若しくは土石の堆積場	面積が100平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2	材料置場（工場又は建設工事現場内のものを除く。）	面積が300平方メートル以上のもの
3	ベルトコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が30センチメートル以上75センチメートル未満のもの

水質の汚濁に係る施設

	名称	規模
1	油分離施設	
2	し尿浄化槽	処理対象人員が100人以上500人以下のもの

騒音に係る施設（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内の施設に限る。）

	名称	規模
1	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの
2	破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	土石又は鉱物用にあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
3	製綿機及び打綿機	
4	工業用動力マシン	原動機の定格出力にかかわらず5台以上のもの
5	ファスナー自動植付機	
6	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット未満のもの
7	拡声器	飲食店、喫茶店、遊技場、劇場等で使用するもので屋外放送を目的とするもの

悪臭に係る施設

	名称	規模
1	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 飼養施設 イ ふん尿処理施設	
2	塗装の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 吹付施設 イ 乾燥施設	吹付施設にあつては、吹付能力が1時間当たり3リットル以上のもの

第1号様式(第4条関係)

特定施設設置(使用・変更)届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

届出者

氏名〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

電話

次のとおり特定施設の設置(使用・変更)について届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種別		※備考	
施設の構造	別紙 のとおり		
施設の使用の方法			
大気汚染等の防止の方法			

備考

- 1 ※印欄は、記載しないでください。
- 2 施設の種類の欄は、上越市生活環境の保全等に関する条例施行規則別表に掲げる名称を記載してください。
- 3 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。
- 4 添付書類

別紙 1

1 ばい煙・粉じんに係る施設の構造

工場等における施設番号			
施設の名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規	燃料の燃焼能力 (重油換算 1/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	ごう 火格子面積 (m ²)		
模	変圧器の定格容量 (KVA)		
	焼却能力 (kg/h)		
	電流容量 (KA)		

備考 設置の届出の場合は工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合は設置年月日の欄に、変更の届出の場合は設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。

2 ばい煙・粉じんに係る施設の使用の方法

(1) ばい煙

使用状況	1日の使用時間及び1月の使用時間、日数等	: ~ : 時間/回、回/日 日/月	: ~ : 時間/回、回/日 日/月
	季節変動		
燃料及び電力	種類		
	燃料中の成分割合 (%)		
	発熱量		
	通常の使用量 (/h)		

(2) 粉じん

規模			
処理対象物	種類及び性状		
	通常の月間使用量 (t/月)		

3 ばい煙・粉じんの防止の方法

(1) ばい煙

処理能力		
排出ガス量 (Nm ³ /h)		
排出ガス温度 (°C)		
排出口の実高さ (m)		
補正された排出口の高さ (m)		
その他参考事項		

(2) 粉じん

集 じ ん 機	集じん機の種類 及び型式		
	集じん機の効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
煙突の高さ及び口径			
その他粉じんの処理 又は防止の方法			

別紙 2

1 水質の汚濁に係る施設の構造

(1) 施設の型式等

型 式	構 造	主 要 寸 法	能 力	主 要 機 械	数 量	備 考

(構造図については添付第 図のとおり)

(2) 施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置 添付第 図のとおり

(3) 施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びにその使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完成予定年月日 年 月 日

使用開始予定年月日 年 月 日

(4) その他参考事項

2 水質の汚濁に係る施設の使用の方法

(1) 施設の設置場所 添付第 図のとおり

(2) 施設を含む操業の系統 添付第 図のとおり

(用水の系統は青字、排水の系統は赤字で記載してください。)

(3) 施設の使用時間間隔等

使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動の概要	原材料 (消耗資材を含む。)		
			種 類	使用方法	1日当たりの使用量

(4) 排水の量及び汚染状態

排水口別	排水量 (m ³ /日)		汚 染 状 態					
			項目：		項目：		項目：	
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大

汚 染 状 態									
項目：		項目：		項目：		項目：		項目：	
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大

(5) その他排水の量及び汚染状態についての参考事項

3 水質の汚濁の防止の方法

別紙 3

1 騒音に係る施設の構造及び使用の方法

(1) 施設の型式等

型 式	能 力	数	使用開始時刻	使用終了時刻	備 考
			:	:	
			:	:	
			:	:	
			:	:	
			:	:	
			:	:	
			:	:	

(2) 施設の設置場所及び配置図 添付第 図のとおり

2 騒音の防止の方法

(1) 防止の方法

(2) 付近の見取図 添付第 図のとおり

別紙 4

1 悪臭に係る施設(飼養施設に限る。)の構造及び使用の方法並びに悪臭の防止の方法

施設の種類		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
家畜又は家きん名		
飼育頭羽数(常時)		
鶏舎、豚房 又は牛房の 規模	総面積 (m ²)	
	棟数	
ふん尿の処理の方式		
悪臭の防止の方法		

施設の設置場所及び配置図 添付第 図のとおり

備考

- 1 設置の届出の場合は工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合は設置年月日の欄に、変更の届出の場合は設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 施設及びふん尿の処理又は悪臭の防止のための施設の構造概要図を添付してください。
- 3 付近の見取図を添付してください。

2 悪臭に係る施設(飼養施設を除く。)の構造及び使用の方法並びに悪臭の防止の方法

施設の種類			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	型式		
	規模又は能力		
	1日の使用時間	: ~ :	: ~ :
	1月当たりの使用日数	日	日
	生産品目		
	1月当たりの平均生産量		
	原材料の種類及び1月当たりの平均使用量		
悪臭の防止の方法			
煙突その他の気体排出口の設置状況			
排出口の実高さ及び口径(m)			

施設の設置場所及び配置図 添付第 図のとおり

備考

- 1 設置の届出の場合は工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合は設置年月日の欄に、変更の届出の場合は設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 施設及び悪臭の防止のための施設の構造概要図を添付してください。
- 3 付近の見取図を添付してください。

第2号様式(第4条関係)

特定施設設置(使用・変更)届出受理書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日に次の届出を受理しました。

届出の根拠	上越市生活環境の保全等に関する条例第18条第1項(第18条第2項、第19条、第26条第1項)
届出の内容	
届出に係る施設の種類	

第3号様式(第5条関係)

特定施設設置者氏名変更等届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

届出者

氏名(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話

次のとおり特定施設の設置者の氏名(名称、住所、所在地、代表者の氏名)又は工場等の名称(所在地)に変更があつたので届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考 ※印欄は、記載しないでください。

第4号様式(第6条関係)

特定施設譲渡等届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

届出者

氏名(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話

次のとおり新たに特定施設の設置者となったので届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
譲渡等の年月日	年 月 日		
譲渡者等	氏名又は 名称		
	住所又は 所在地		
譲渡等の原因			

備考 ※印欄は、記載しないでください。

第5号様式(第7条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

届出者

氏名(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話

次のとおり特定施設の使用を廃止したので届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 ※印欄は、記載しないでください。

第6号様式(第9条関係)

揚水設備設置(変更)届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話

次のとおり揚水設備の設置(変更)について届け出ます。

工場等の名称			※ 整理番号	
揚水設備の設置場所			※受理年月日	年 月 日
揚水設備の構造	井戸の深度	地表面下	m	※備考
	井戸の口径		mm	
	ストレーナーの位置	地表面下	m~ m	
揚水機	種類			
	型式			
	吐出口の断面積		cm ²	
	原動機の定格出力		kW	
	能力		m ³ /分	
揚水設備の使用の目的			消雪用の場合はその消雪面積	m ²
採取量の測定方法		測定器の種類		型式
工事期間		年 月 日 から 年 月 日まで		
工事施工業者		名称		
		所在地		
		電話番号		

備考

- 1 ※印欄は、記載しないでください。
- 2 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。
- 3 添付書類
 - (1) 揚水設備の設置場所の位置図
 - (2) 主要配管の系統図(消雪用の場合は、消雪を行う場所を明記してください。)
 - (3) 節水対策及び再利用対策の内容を記載した書類

第7号様式(第10条関係)

地下水採取量報告書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(法人にあつては所在地)

報告者

氏名(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話

次のとおり地下水の採取量について報告します。

工場等の名称		※整理番号	
揚水機の現況及び地下水の採取量	別紙のとおり	※受理年月日	年 月 日
		※備考	

備考 ※印欄は、記載しないでください。

別紙

1 揚水機の現況

揚水機			採取量の測定に使用している測定器の種類
種類	型式	原動機の定格出力	
		KW	

2 地下水の採取量

単位：m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ボイラー用水													
原料用水													
洗浄用水													
冷却用水													
冷房用水													
消雪用水													
農業用水													
その他													
計													

運転日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
運転時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

備考